

神戸港労働災害安全基準

船内荷役作業編

第1 墜落・転落災害の防止

- (1) 通行困難な通路には、通行禁止板及び立入禁止ロープを設置すること。
- (2) 取り外しポンツーンは甲板上の通路及び作業場が確保できるように処置する。ポンツーンの上を通路として使用しないこと。



- (3) ハッチコーミング、ブルーワーク上での作業、通行を禁止すること。ハッチコーミング、ブルーワークに足を掛けて合図等をしないこと。



- (4) 墜落の危険があるハッチコーミング、ブルーワーク、中甲板の開口部には、手すり等の墜落防止措置をすること。立入禁止ロープを設置する場合は、開口部から1メートル以上手前とすること。



- (5) 高さ2メートル以上の墜落危険な場所には、手すり等を設けること。これが困難な時には、取り付け設備を設けること。
- (6) 昇降版を用いて昇降する場合は、定員4名とし上甲板と船間に限り使用すること。



- (7) 保護帽は、飛来落下・墜落時保護兼用型を使用し、正しく装着すること。
- (8) 夜間作業に於ける照明の保持については、固定型等の証明設備を設け作業に必要な照度を確保すること。必要に応じて、ヘッドランプ、懐中電灯を使用すること。

第2 揚貨装置、クレーン等災害の防止

- (1) 運転する時は、資格証を携帯すること。
- (2) 玉掛け作業には、資格証を携帯すること。
- (3) 合図者は、資格証（船内荷役作業主任者技能講習修了証等）を携帯すること。
- (4) 作業開始前に所定の点検を行うこと。（ワイヤー、安全装置、その他設備等）
- (5) 玉掛け用具は適正なものを使用し、作業開始前点検、作業中の点検を確実にすること。
- (6) 合図者は、吊り荷下の退避を的確に指示すること。
- (7) 揚貨装置の荷すじ、クレーンの旋回範囲内には立入らないこと。また、クレーン等の旋回範囲内には立入禁止措置をすること。
- (8) 揚貨装置、クレーン等の運転業務には、有資格者を就かせること。

第3 フォークリフト等の災害防止

- (1) 作業計画を策定し、作業指揮者を選任すること。
- (2) 作業指揮者は、作業計画に基づき作業の指揮をすること。
- (3) 危険性が生ずる場所には、誘導者を配置すること。この場合、誘導時の合図を统一的に定めておくこと。
- (4) 作業開始前点検の励行をすること。
- (5) 年次特定自主検査、月例定期自主検査を完全に実施すること。
- (6) 艙内に於ける作業環境の改善に努めること。

第4 整理整頓、その他

- (1) 甲板上の整理整頓を行い、安全な通路の確保をすること。
- (2) 雑品、ダンネージ、ベニヤ等の散乱時の完全整理をすること。



- (3) 甲板上の道具類の置き場所を決め整理すること。
- (4) 作業に適した服装、保護具を装着すること。

第5 指差呼称の励行

- (1) 安全作業の確認のため、適時、指差呼称を行うこと。